

様式第2号の1-②【(1)実務経験のある教員等による授業科目の配置】

※専門学校は、この様式を用いること。大学・短期大学・高等専門学校は、様式第2号の1-①を用いること。

学校名	四条畷看護専門学校
設置者名	学校法人栗岡学園

1. 「実務経験のある教員等による授業科目」の数

課程名	学科名	夜間・通信制の場合	実務経験のある教員等による授業科目の単位数又は授業時数	省令で定める基準単位数又は授業時数	配置困難
医療専門課程	看護学科	夜・通信	1920 時間	160 時間	
		夜・通信			
		夜・通信			
(備考)					

2. 「実務経験のある教員等による授業科目」の一覧表の公表方法

https://www.shijonawate-kango.ac.jp/johokokai.html

3. 要件を満たすことが困難である学科

学科名
(困難である理由)

様式第2号の2-①【(2)-①学外者である理事の複数配置】

※ 国立大学法人・独立行政法人国立高等専門学校機構・公立大学法人・学校法人・準学校法人は、この様式を用いること。これら以外の設置者は、様式第2号の2-②を用いること。

学校名	四条畷看護専門学校
設置者名	学校法人栗岡学園

1. 理事（役員）名簿の公表方法

・学校法人のHPにて公開 <https://www.kuriokagakuen.ac.jp/johokokai.html>

2. 学外者である理事の一覧表

常勤・非常勤の別	前職又は現職	任期	担当する職務内容 や期待する役割
非常勤	歯科医院 院長 (1998. 4. 1～)	2020. 2. 1～ 2026. 7. 14	民間の視点からの 適正な学校運営の 指導・助言
非常勤	介護老人福祉施設 事務長 (2003. 9. 1～)	2020. 2. 1～ 2026. 7. 14	民間の視点からの 適正な学校運営の 指導・助言
(備考)			

様式第2号の3 【(3)厳格かつ適正な成績管理の実施及び公表】

学校名	四条畷看護専門学校
設置者名	学校法人栗岡学園

○厳格かつ適正な成績管理の実施及び公表の概要

<p>1. 授業科目について、授業の方法及び内容、到達目標、成績評価の方法や基準その他の事項を記載した授業計画(シラバス)を作成し、公表していること。</p>	
<p>(授業計画書の作成・公表に係る取組の概要)</p> <p>看護学科(2年制)</p> <p>【作成に係る取組み】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 教員による科目 <ul style="list-style-type: none"> 旧年度講義概要に直接入力によって新年度講義概要の加筆・訂正等に記入の確認を行う ・ 外来講師科目 <ul style="list-style-type: none"> 郵送によって新年度講義概要の確認を行う ・ 学内教務会議にて最終確認を行う <p>【公表に係る取組み】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 新年度開始時期に教育計画及びシラバスをオリエンテーション時に学生に配布している。 <ul style="list-style-type: none"> また保護者に対しては、保護者懇談会に参列した保護者には説明のうえで配布している。参列していない保護者には郵送している。 ・ HP上に公開している。 	
授業計画書の公表方法	https://www.shijonawate-kango.ac.jp/johokokai.html
<p>2. 学修意欲の把握、試験やレポート、卒業論文などの適切な方法により、学修成果を厳格かつ適正に評価して単位を与え、又は、履修を認定していること。</p>	
<p>(授業科目の学修成果の評価に係る取組の概要)</p> <p>成績評価は、筆記試験、口述、論文、実技試験等講師が適当と認める方法によって行う。学科試験の出題および採点は担当講師がこれを行う。</p> <p>受験資格は、講義演習に於いては授業科目の時間数の3分の2以上の出席者とする。臨地実習に於いては、規定の時間数の5分の4(72時間)以上出席し、且つ実習記録を提出していなければならない。</p> <p>単位認定は、科目毎とし講義及び臨地実習が終了後に実施する。その得点の6割以上の得点をもって履修認定とする。その得点が6割に満たない場合、再試験を受け6割以上の得点をもって履修認定とする。単位認定に係る提出物については提出期限を遵守しなければならない。</p> <p>大学、高等専門学校、養成施設等に在学していた者については、既修得した単位が当該科目の認定要件を満たしていれば、単位の認定を受けることができる。</p> <p>※単位の計算方法(学則第4章24条より)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 1単位 15～30時間と換算する(講義・演習) ・ 1単位 45時間と換算する(臨地実習) 	

<p>3. 成績評価において、G P A等の客観的な指標を設定し、公表するとともに、成績の分布状況の把握をはじめ、適切に実施していること。</p>													
<p>(客観的な指標の設定・公表及び成績評価の適切な実施に係る取組の概要)</p> <p>各学年の授業に対する習熟度を測るため、履修科目の成績評価を点数化し、全科目の合計点の平均を算出している。</p> <p>G P A (Grade Point Average) 制度の導入を検討しているが、今後の指導への参考として活用したい。</p> <p>学生には、自らの得点と順位を記したものを配付している。</p>													
<p>客観的な指標の 算出方法の公表方法</p>	<p>https://www.shijonawate-kango.ac.jp/johokokai.html</p>												
<p>4. 卒業の認定に関する方針を定め、公表するとともに、適切に実施していること。</p>													
<p>(卒業の認定方針の策定・公表・適切な実施に係る取組の概要)</p> <p>保健師助産師看護婦法ならびに看護師学校養成指定規則を遵守し、以下の教育課程における単位を取得した者に対して卒業を認定する。</p> <p>【学則 第5章 第30条～第34条】 医療専門課程における卒業の認定は次のとおりとする。</p> <p>第30条 学校長は、所定の科目の単位認定を受けた者については、運営会議の議を経て卒業の認定を行う。</p> <p>第31条 卒業の認定基準は次のとおりとする。 (1)各学科の単位が認定されていること。 (2)欠席日数が出席すべき日数の3分の1を超えないもの。</p> <p>第32条 卒業の認定を受けた者には、文部科学大臣による告示により専門士(医療専門課程)の称号を付与する。</p> <p>第33条 学校長は、卒業を認定した者に対し本校所定の卒業証書を授与する。</p> <p>第34条 本校を卒業した者には看護師国家試験の受験資格が与えられる。</p> <p>【細則】(卒業)</p> <p>第14条 所定の授業科目・臨地実習について単位の認定をうけた者については、運営会議の議を経て卒業させる。</p> <table style="margin-left: 40px;"> <tr> <td>基礎分野</td> <td>8 単位</td> </tr> <tr> <td>専門基礎分野</td> <td>14 単位</td> </tr> <tr> <td>専門分野 I</td> <td>9 単位</td> </tr> <tr> <td>専門分野 II</td> <td>26 単位</td> </tr> <tr> <td>統合分野</td> <td>11 単位</td> </tr> <tr> <td>合 計</td> <td>68 単位</td> </tr> </table> <p>※単位の計算方法 (学則第4章24条より)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 1 単位 15～30 時間と換算する(講義・演習) ・ 1 単位 45 時間と換算する(臨地実習) 		基礎分野	8 単位	専門基礎分野	14 単位	専門分野 I	9 単位	専門分野 II	26 単位	統合分野	11 単位	合 計	68 単位
基礎分野	8 単位												
専門基礎分野	14 単位												
専門分野 I	9 単位												
専門分野 II	26 単位												
統合分野	11 単位												
合 計	68 単位												
<p>卒業の認定に関する 方針の公表方法</p>	<p>https://www.shijonawate-kango.ac.jp/johokokai.html</p>												

様式第2号の4-②【(4)財務・経営情報の公表（専門学校）】

※専門学校は、この様式を用いること。大学・短期大学・高等専門学校は、様式第2号の4-①を用いること。

学校名	四条畷看護専門学校
設置者名	学校法人栗岡学園

1. 財務諸表等

財務諸表等	公表方法
貸借対照表	学校法人のHPで公開 https://www.kuriokagakuen.ac.jp/johokokai.html
収支計算書又は損益計算書	学校法人のHPで公開 https://www.kuriokagakuen.ac.jp/johokokai.html
財産目録	学校法人のHPで公開 https://www.kuriokagakuen.ac.jp/johokokai.html
事業報告書	学校法人のHPで公開 https://www.kuriokagakuen.ac.jp/johokokai.html
監事による監査報告（書）	学校法人のHPで公開 https://www.kuriokagakuen.ac.jp/johokokai.html

2. 教育活動に係る情報

①学科等の情報

分野		課程名	学科名	専門士	高度専門士		
医療		医療専門課程	看護学科	○			
修業 年限	昼夜	全課程の修了に必要な総 授業時数又は総単位数	開設している授業の種類				
			講義	演習	実習	実験	実技
2 年	昼	2190 時間	1440	30	720		
		時間					
生徒総定員数		生徒実員	うち留学生数	専任教員数	兼任教員数	総教員数	
80 人		81 人	0 人	8 人	44 人	52 人	

カリキュラム（授業方法及び内容、年間の授業計画）
<p>（概要）</p> <p>年間の授業計画及びシラバスは、副校長・教務主任・教員・外来講師との協議の上作成している。</p> <p>各授業計画書（シラバス）には以下の内容を記載する</p> <ul style="list-style-type: none"> ・授業内容 ・目標 ・授業方法 ・授業計画 ・成績評価の方法 ・その他、学生に向けてのメッセージ
成績評価の基準・方法
<p>（概要）</p> <p>成績評価は、筆記試験、口述、論文、実技試験等講師が適当と認める方法によって行う。学科試験の出題および採点は担当講師がこれを行う。</p>

受験資格は、講義演習に於いては授業科目の時間数の3分の2以上の出席者とする。臨地実習に於いては、規定の時間数の5分の4（72時間）以上出席し、且つ実習記録を提出していなければならない。

単位認定は、科目毎とし講義及び臨地実習が終了後に実施する。その得点の6割以上の得点をもって履修認定とする。その得点が6割に満たない場合、再試験を受け6割以上の得点をもって履修認定とする。単位認定に係る提出物については提出期限を遵守しなければならない。

大学、高等専門学校、養成施設等に在学していた者については、既修得した単位が当該科目の認定要件を満たしていれば、単位の認定を受けることができる。

※単位の計算方法（学則第4章24条より）

- ・1単位 15～30時間と換算する(講義・演習)
- ・1単位 45時間と換算する(臨地実習)

卒業・進級の認定基準

(概要)

保健師助産師看護婦法ならびに看護師学校養成指定規則を遵守し、以下の教育課程における単位を取得した者に対して卒業を認定する。

【学則 第5章 第30条～第34条】

医療専門課程における卒業の認定は次のとおりとする。

第30条 学校長は、所定の科目の単位認定を受けた者については、運営会議の議を経て卒業の認定を行う。

第31条 卒業の認定基準は次のとおりとする。

(1)各学科の単位が認定されていること。

(2)欠席日数が出席すべき日数の3分の1を超えないもの。

第32条 卒業の認定を受けた者には、文部科学大臣による告示により専門士(医療専門課程)の称号を付与する。

第33条 学校長は、卒業を認定した者に対し本校所定の卒業証書を授与する。

第34条 本校を卒業した者には看護師国家試験の受験資格が与えられる。

【細則】(卒業)

第14条 所定の授業科目・臨地実習について単位の認定をうけた者については、運営会議の議を経て卒業させる。

基礎分野	8単位
専門基礎分野	14単位
専門分野Ⅰ	9単位
専門分野Ⅱ	26単位
統合分野	11単位
合計	68単位

※単位の計算方法（学則第4章24条より）

- ・1単位 15～30時間と換算する(講義・演習)
- ・1単位 45時間と換算する(臨地実習)

学修支援等

(概要)

- ・入学前説明会
- ・基礎学力試験の学習不振者に対しステップアップ授業
- ・学年担任制度およびアドバイザー制度

・学生・教員で国家試験対策委員を組織し、学年を越えた相互学習を行っている。

卒業生数、進学者数、就職者数（直近の年度の状況を記載）			
卒業生数	進学者数	就職者数 （自営業を含む。）	その他
31人 (100%)	0人 (0%)	31人 (100%)	0人 (0%)
(主な就職、業界等) 医療施設（病院等）			
(就職指導内容) 教員による就職活動指導、履歴書の添削			
(主な学修成果（資格・検定等）) 看護師国家試験受験資格			
(備考)（任意記載事項）			

中途退学の現状		
年度当初在学者数	年度の途中における退学者の数	中退率
75人	4人	5.3%
(中途退学の主な理由) 成績不良の為		
(中退防止・中退者支援のための取組) 教員による本人との個別面談・個別指導、臨床心理士によるカウンセリング、保護者への電話連絡・個人(三者)面談等		

②学校単位の情報

a) 「生徒納付金」等

学科名	入学金	授業料 (年間)	その他	備考（任意記載事項）
看護学科	300,000円	420,000円	350,000円	
	円	円	円	
	円	円	円	
修学支援（任意記載事項） ・家族割引制度（二親等内の親族が関連校を卒業若しくは在学している場合、入学金の一部を免除する制度） ・姉妹校割引制度（阪奈中央看護専門学校准看護科を卒業し本校へ入学された場合、入学金の一部を免除する制度）				

- ・専門実践教育訓練給付金制度・専門実践教育訓練支援制度
- ・各種奨学金(日本学生支援機構等)
- ・診療費補助制度(関連施設・関連病院)

b) 学校評価

自己評価結果の公表方法		
<ul style="list-style-type: none"> ・ 学校HPにて公開 https://www.shijonawate-kango.ac.jp/johokokai.html# 		
学校関係者評価の基本方針(実施方法・体制)		
<p>自己評価結果の客観性・透明性を高めるため、学外関係者による「学校関係者評価委員会」を設置し、学校関係者評価を実施する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○主な評価項目：教育、施設、学生サービスなど ○評価委員の定数：5名以上 ○評価委員の選出区分：卒業生、企業関係者、高校関係者、地域住民、教育関連有識者など ○評価結果の活用方法：学校運営等の改善に活用する。評価結果ならびに改善策と実施の時期等についてはホームページで随時公表する。 		
学校関係者評価の委員		
所属	任期	種別
医療法人和幸会 阪奈中央病院 院長	2021. 1. 1～2023. 12. 31 (任期更新)	企業関係者
奈良県専修学校 各種学校連合会 会長	2020. 1. 1～2023. 12. 31 (任期更新)	教育関連有識者
学校法人興国学園 興国高等学校 副校長	2020. 1. 1～2023. 12. 31 (任期更新)	高校関係者
医療法人和幸会 パークヒルズ田原苑 看護部長	2020. 1. 1～2023. 12. 31 (任期更新)	地域住民
医療法人和幸会 阪奈中央病院リハビリ部 部長	2020. 1. 1～2023. 12. 31 (任期更新)	企業関係者
医療法人和幸会 阪奈サナトリウム 看護師長	2020. 1. 1～2023. 12. 31 (任期更新)	卒業生
医療法人和幸会 阪奈中央病院リハビリ部	2020. 1. 1～2023. 12. 31 (任期更新)	卒業生
学校関係者評価結果の公表方法		
(ホームページアドレス又は刊行物等の名称及び入手方法) https://www.shijonawate-kango.ac.jp/johokokai.html#		
第三者による学校評価(任意記載事項)		

c) 当該学校に係る情報

(ホームページアドレス又は刊行物等の名称及び入手方法) https://www.shijonawate-kango.ac.jp/johokokai.html
--

(別紙)

※この別紙は、更新確認申請書を提出する場合に提出すること。

※以下に掲げる人数を記載すべき全ての欄について、該当する人数が1人以上10人以下の場合には、当該欄に「－」を記載すること。該当する人数が0人の場合には、「0人」と記載すること。

*「－」は、個人情報へ配慮するための伏字であり、記載すべき合計値等には一切影響を与えないことに注意すること。

学校名	四条畷看護専門学校
設置者名	学校法人 栗岡学園

1. 前年度の授業料等減免対象者及び給付奨学生の数

		前半期	後半期	年間
支援対象者（家計急変による者を除く）		－	－	－
内 訳	第Ⅰ区分	－	－	
	第Ⅱ区分	0人	－	
	第Ⅲ区分	－	0人	
家計急変による支援対象者（年間）				0人
合計（年間）				－
(備考)				

※本表において、第Ⅰ区分、第Ⅱ区分、第Ⅲ区分とは、それぞれ大学等における修学の支援に関する法律施行令（令和元年政令第49号）第2条第1項第1号、第2号、第3号に掲げる区分をいう。

※備考欄は、特記事項がある場合に記載すること。

2. 前年度に授業料等減免対象者としての認定の取消しを受けた者及び給付奨学生認定の取消しを受けた者の数

(1) 偽りその他不正の手段により授業料等減免又は学資支給金の支給を受けたことにより認定の取消しを受けた者の数

年間	0人
----	----

(2) 適格認定における学業成績の判定の結果、学業成績が廃止の区分に該当

したことにより認定の取消しを受けた者の数

	右以外の大学等		
	年間	前半期	後半期
修業年限で卒業又は修了できないことが確定	人	0人	0人
修得単位数が標準単位数の5割以下 (単位制によらない専門学校にあっては、履修科目の単位時間数が標準時間数の5割以下)	人	0人	0人
出席率が5割以下その他学修意欲が著しく低い状況	人	0人	0人
「警告」の区分に連続して該当	人	0人	0人
計	人	0人	0人
(備考)			

※備考欄は、特記事項がある場合に記載すること。

上記の(2)のうち、学業成績が著しく不良であると認められる者であって、当該学業成績が著しく不良であることについて災害、傷病その他やむを得ない事由があると認められず、遑って認定の効力を失った者の数

右以外の大学等		短期大学（修業年限が2年のものに限る、認定専攻科を含む。）、高等専門学校（認定専攻科を含む。）及び専門学校（修業年限が2年以下のものに限る。）			
年間	人	前半期	0人	後半期	0人

(3) 退学又は停学（期間の定めのないもの又は3月以上の期間のものに限る。）の処分を受けたことにより認定の取消しを受けた者の数

退学	0人
3月以上の停学	0人
年間計	0人

(備考)

※備考欄は、特記事項がある場合に記載すること。

3. 前年度に授業料等減免対象者としての認定の効力の停止を受けた者及び給付奨学生認定の効力の停止を受けた者の数

停学（3月未満の期間のものに限る。）又は訓告の処分を受けたことにより認定の効力の停止を受けた者の数

3月未満の停学	0人
訓告	0人
年間計	0人
(備考)	

※備考欄は、特記事項がある場合に記載すること。

4. 適格認定における学業成績の判定の結果、警告を受けた者の数

	右以外の大学等	短期大学（修業年限が2年のものに限る、認定専攻科を含む。）、高等専門学校（認定専攻科を含む。）及び専門学校（修業年限が2年以下のものに限る。）	
		年間	前半期
修得単位数が標準単位数の6割以下 (単位制によらない専門学校にあっては、履修科目の単位時間数が標準時間数の6割以下)	人	0人	0人
GPA等が下位4分の1	人	—	—
出席率が8割以下その他学修意欲が低い状況	人	0人	0人
計	人	—	—

(備考)

※備考欄は、特記事項がある場合に記載すること。

備考 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。